

## 福井県自転車活用推進会議設置要領

### 1 目的

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条第1項の規定により策定した、福井県自転車活用推進計画（令和2年3月策定）に関する協議を行うため、福井県自転車活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2 協議事項

（1）福井県自転車活用推進計画の改定に関すること。

（2）福井県自転車活用推進計画に位置付けられた事業に関すること。

（3）前号に掲げるもののほか、計画を改定するために必要な調査、分析に関すること、および、福井県自転車活用推進計画の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### 3 構成

推進会議は、別表に掲げる構成団体の委員をもって構成する。

### 4 運営

（1）推進会議は、県の出席依頼に基づき、開催する。

（2）推進会議の議事を進行するため、委員の互選によって会長を選出する。

（3）会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（4）推進会議においては、必要に応じ、委員以外の関係者を出席させることができる。

### 5 専門部会

協議事項に掲げる事業について、調査、検討を行うための専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。部会では、推進会議から付託される事項について協議し、協議結果等を推進会議において報告する。

（1）部会の委員は、県が指名する。

（2）推進会議の委員は部会に出席することができる。

（3）部会は県の出席依頼に基づき、開催する。

### 附則

この要領は、令和2年7月1日から適用する。

この要領は、令和5年5月11日から適用する。

この要領は、令和6年5月 日から適用する。

## 福井県自転車活用推進会議 構成団体

役職	団体名	
委員	福井工業大学工学部	有識者
〃	福井県サイクリング協会	サイクリング
〃	福井県自転車軽自動車商協同組合	自転車事業者
<u>〃</u>	<u>(一社) 若狭路活性化研究所</u>	<u>観光</u>
<u>〃</u>	<u>西日本旅客鉄道株式会社福井営業支店</u>	<u>交通事業者</u>
〃	福井鉄道株式会社	〃
<u>〃</u>	<u>えちぜん鉄道株式会社</u>	〃
<u>〃</u>	<u>株式会社ハピラインふくい</u>	〃
<u>〃</u>	<u>福井県バス協会</u>	〃
<u>〃</u>	<u>(公財) 福井県スポーツ協会</u>	<u>スポーツ</u>
〃	(公社) 福井県観光連盟	観光
〃	(一社) 福井県交通安全協会	交通安全
〃	(一社) 福井県商工会議所 <u>女性会</u>	企業
〃	福井県PTA連合会	利用者
〃	(公財) ふくい女性財団	〃
〃	ふくい女性ネットNEXT	〃
〃	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	国
〃	市町自転車主管課	市町
事務局	福井県 <u>未来創造部新幹線・交通まちづくり局</u>	県
〃	福井県交流文化部観光誘客課	〃
<u>〃</u>	<u>福井県交流文化部若狭湾サイクリングルート推進室</u>	〃
〃	福井県交流文化部スポーツ課	〃
〃	福井県安全環境部県民安全課	〃
〃	福井県安全環境部環境政策課	〃
〃	福井県健康福祉部健康政策課	〃
〃	福井県土木部道路保全課	〃
〃	福井県土木部河川課	〃
〃	福井県教育庁保健体育課	〃
〃	福井県警察本部交通部交通企画課	〃
〃	福井県警察本部交通部交通指導課	〃
〃	福井県警察本部交通部交通規制課	〃